
議会職員執務資料シリーズNo.433

議会運営とこれに関連する議会活性化について

議会制度研究アドバイザー
元全国議長会議事調査部長

野村 稔 氏

平成 23 年 12 月

全国都道府県議会議長会事務局

は し が き

- このシリーズは全国都道府県議会事務局職員の教養と執務上の便宜のため、時折の講演、講話等を刊行しているものである。
- 本号は平成23年9月に開催した第176回全国都道府県議会事務局職員研修会における講演速記である。

目 次

1 議会運営について	9
(1) 議長席	9
(2) 議長不信任決議案の可決見込みと事務局長の助言	11
(3) 議会運営委員会における議長の発言内容	12
(4) 突発事態に対処する議事次第書の作成	13
(5) 発言取消しの期限（会期外も可とする見解）	14
(6) 表決の種類と運用	14
① 予算や決算は全会一致でも表決の原則による	14
② 地方議会における無記名投票の意義	15
(7) 意見書案提出期限、可決の申合せ（全会一致）	15
(8) 会期延長の時期と採決方法	
投票表決の要求があつたにもかかわらず起立採決した事例	17
2 議会運営面からの議会活性化について	19
(1) 議員定数、報酬 —— 歳出に占める割合	19
(2) 当初予算編成に対する議会の決議	20
(3) 予算に対する修正動議、組替え動議、付帯決議	21
(4) 決算不認定でなく付帯決議の活用	22
(5) 重要議案に対する付帯決議	22
(6) 質問、質疑における一問一答、対面方式の採用	22
(7) 質問、質疑における「検討」、「善処」、「研究」答弁の取扱い	23
(8) 「政務調査費で調査したところによると」の明示	23
(9) 予算、決算、議会広報の常任委員会化	24
(10) 常任委員会の所管事務調査の徹底	24
(11) 重要な議案の審査では参考人、委員派遣を活用	25
(12) 委員会は閉会中の継続調査事件を多数可決してどのような事態にも対応	26
(13) 請願の委員会採決における「意見」の活用	27
(14) 議会報告は執行機関を参加させて実施、議会広報と執行部広報の一元化	27

(15)	議員、会派の表決態度の広報の限界	28
(16)	議会運営委員会における表決	29
(17)	一部事務組合議員からの報告の徹底	33
(18)	過去1年間における本会議、委員会での政策提言の予算措置状況の調査	33
(19)	大規模災害に対する議会の対応	34
3	その他	35

議会運営とこれに関連する議会活性化について

ただいま紹介をいただきました私が野村でございます。もとは全国議長会に在りまして、司会進行をやっていた職員であります。定年という避けがたい年齢を迎えますと、ここも卒業になって、ふらふらしているわけでございます。議会の関係で日本の大学に議会の運営をわかっている大学教授はいません。私は自分の論文にも書いているんです。今度8月に『地方議会の底力』というのを「ぎょうせい」から出しました。これは4月の初めにでき上がる予定だったんですが、東北で地震がありました。特に地方議会の本は議員は読まない、読むのは事務局の方が買ってくれるぐらいでございますから、売れないから、特に議会の本なんかはストップになる。6月の初めにゴーサインが出まして、それで8月の初めに出版したわけでございます。

「地方議会の底力」という非常にドラスティックな名前をつけておりますが、私はいろんなことを書いているときに、地方議会があるから住民は安心していただけるんだ。そこで活動している議員は、十分活動してないかもしれないけれども、議会という機関があるから、知事、市町村長は無視できないんだ。議員という肩書を持っていた場合には、敬意を表しているんでしょう。これが日本の知事、市町村長、幹部職員ですよ。私はそういうことを嫌というほど感じてきましたので、そういうことを書くわけでございますが、その書く中で、私はこのところずっと連続して書いていることは、地方議会の活性化ということを何で議員の皆さん方がやらないんだ。何で議会事務局はそれを補助しないんだということでもあります。

私の略歴のところに著書のこと書いてあります。「ぎょうせい」というところから出ている本ですが、『地方議会ウォッチング』、それから『地方議会への26の処方箋』、これは4年ごとに出ているんです。つまり、年4回出ております『議員情報レーダー』という雑誌に私が2つ書いている。この『議員情報レーダー』は、今93号まで出ておりますが、私は1号から、企画立案から相談を受けて、それで第1号から書いているのは私だけなんで、それで4年間書くというと、1つの本ができるのであります。『地方議会ウォッチング』というのがその第1で、2番目が『地方議会への26の処方箋』。

『地方議会への26の処方箋』の一番最後を見ていただきたい。私は在職中であって、県議会の事務局長から怒られました。「何で一番最後に、こういうことを書いてあるんだ」ということでもあります。議会の改革は事務局の改革からと、それがタイトルで書いているんです。事務局がたるんでいるのではないかということです。いろんなことをわかっているのは事務局なんだ。しかし、

来年は執行機関に帰るとか、3年しかいないとか、こういう考えでいたら、十分にエネルギーを議員のために費やすということはできない。だから、議会を改革するには議会事務局を改革しなきゃだめだ。それを書いたら議会の事務局長が怒っていました。「ほんとじゃないんですか」とその局長に私は言ってやった。そしたら黙ってしまいました。

それから『地方議会改革宣言』、『議会改革の条件』、それで今度出たのは『地方議会の底力』というので、これで5冊が出た。20年間でね。4年で1冊出るわけでございますから。皆さん方、買う必要ありませんが、もし買うようなことがあったら見てください。大学の教授が触れてないことを私は書いてあります。なぜなら、こうやって改革していくんだよということであります。それをやらない限り、日本の地方議会は評価されません。だれから評価されないか。それはマスコミと学者からであります。日本のマスコミは、昭和20年以前は、日本戦争は聖戦であって、絶対勝つんだ、全戦全勝で勝っているんだ。うそですよ。太平洋では玉砕ばかりだったのでしょ。それだけ、日本の新聞は、昭和20年の8月まで、日本の帝国陸軍は全戦全勝と書いていたんでしょ。うそを書いていたんでしょ。そういう前歴のある日本の朝日、読売、毎日、日経、こういう4大新聞の方々が、そのときの記者ではなく今は新しい人がなったにしても、よく反省しろというんだよね。あなたらの書いたことに、どれぐらい迷惑を受けたかわからない。

ということで、これからは議会在住民代表なんだから、議会在やっていくことについて温かく見てもらいたい。しかしながら、マスコミは、地方議会には3つの「ない」があると書いてあるんでしょ。3つが「ない」とは何か。議案の提案がない。提案はみんな、都道府県だったら知事ばかりだ。それから、修正がない。原案可決ばかりだ。3つ目は、可決し終わった後、住民に十分な報告がない。これは朝日新聞が言っている「3ない議会」というんですよ。こういうことをやっているんですよ。

ですから、朝日新聞がことしの2月、連載をやった後で、私は自分のいつも書いているのが、皆さん方のところにあるかどうか知りませんが、「自治日報」という週刊新聞ですね、その3面に「議会運営の実際」というのをずっと載せておまして、それをまとめたのが『議会運営の実際』1巻から24巻です。あれは私1人で書いたものであります。どの辺で終わるの、終わるのと、地方からの声があるから、いいかげんに終わりにしてくれませんかというので、終わりにしたわけでございます。

それじゃあ、その後、何やるかといったら、議会運営では、議事についての議論、これについていろんな見解が分かれています。議事諸説といいます。京都の事務局長をやりました西村弘一先

生は、『議事通説』という本を出しております。西村さんは亡くなったので、我々の先輩でございますが、事実に対しては冷徹な批判をしても一向に差し支えないとは思っております。西村さんの『議事通説』が通説かといったら違っているんですよ。ですが、西村さんのあの筆力で書いているという、議事通説になっているんですが、違いますよということで、私は改めて議事諸説ということで、その自治日報という3面に毎週載っております。200字の原稿用紙で13枚、それが載って、今、表決のところをやっております。表決についてこんなに見解が違う。だれだれの本のところでこういうふうに書いてある。それをかぎ括弧で全部入れています。例えば鹿児島知事であったなら、伊藤祐一郎さんですね。彼は自治省の行政課長でした。伊藤祐一郎さんの書いた『地方議会』という本にはこう書いてある。しかしながら、同じ自治省出身であっても、政府の法制局長官をやり最高裁の裁判官をやった大出俊郎さんはこう言っている。出どころは同じですよ。もとは自治省なんだから。であっても、自治省の人でもこんなに違うよと列挙しているんです。私は列挙する前に、これについてはこういう見解があるがこうだと、自分の意見だけを述べて、それでいろんな見解が次のようにあると、こう書いて紹介をしているのであります。

それをやっている人はいません。大学の教授にそれを求めたって無理です。地方議会のことをわかっている教授はいない。私はいろんな論文の中で、何回書いたということは覚えてないんです。今、私は議会制度研究アドバイザーというのを全国都道府県議会議長会から一応やれということでメンバーになったわけでありまして。このメンバーは、東大の大森彌先生がトップですよ。それから、東大の金井先生、斎藤先生、立教大学の川村先生。自治省の元行政課長、自治大学校長でございます。慶應大学の小林良彰先生、駒沢大学の大山礼子先生の6人と私の7人です。全国都道府県議会議長会のアドバイザーの会議で最初に自己紹介をし終わった後、大森彌先生が座長でございますが、何と言ったか。「野村さんの3つの論文に都道府県議会をわかっている学者はいない。こういうのが書いてある。それはどういう意味ですか」、こういうふうに言ったのであります。私はすぐ手を挙げました。「本日ご出席の先生方を除いて、おりません」と言ったら黙ってしまいました。皆さん方は、議会の運営だとか、そういうことはおわかりになっている方でございますが、しかしながら、私の知っている統計でいくというと、県議会の事務局職員の約50%は在籍3年未満なんです。3年未満で交代してっちゃうんですよ。そんなのは戦力になるかというんですよ。皆さん、そう思いませんか？長くいるのは議事課だ。ほんとは調査課が長くいなきゃだめなんでしょう。政策やるんだから。ところが、調査課なんて、議事課よりも在職年数の少ない人で、非常に人数が少ない。執行部でベテランである人が調査課に来ているかというんです。

皆さん方の議会を見てもらいたい。例えば総務部から自分のところの県の財政について、あの人が全部わかっているんだよ、そういうやつが来ているかというんですよ。あるいは、土木だったら、建設行政、河川行政についての専門家、それは大概課長補佐です。課長補佐クラスが来ているかというんです。そんなのは、私、在職中から見ているけど、ゼロとは言わない。しかしながら、ゼロに近い状況です。で、調査課という名前はあっても、会期中は、委員会の書記を兼ねているなんていう議会がありました。今もあるんじゃないですか。調査課の職員が委員会書記やって何で調査課でいいんですか。こういうのが疑問に思うわけでありまして。

そういうものだと思っていらっしゃる方はそれで終わっちゃうわけでありまして。皆様方に、私は苦言を最初から呈しているように聞こえますが、それはやっぱり地方議会の評価がマスコミを通じて見たらものすごく悪くて、こんなだったら議会要らねえよと思われるような報道が多いから、皆さん、下で支えてくれませんかをお願いしているのです。

ですから、議会は活動しているよ、活性化しているよ、じゃあ、活性化しているのに、どんなことあるんだということを、きょう私は列挙したのであります。議事運営にも関連はするけれども、これをやってもらえれば私はいいのではないかということで取り上げているのであります。

午前中は白井元衆議院議事部長が話をしました。彼は最後にこういう本が出たから皆さん買ったほうがいいですよとあって、アドバイスしましたね。それはどういう本かといったら、帝国議会衆議院事務局編「議事解説」2011年近刊、信山社です。

2011年というのは、皆さん、ついこの前じゃないですか。帝国議会は1945年以前じゃないですか。私は衆議院、参議院を毎日のように回っていたのであります。その後、政党の政調会を回って、自治省を回って、それでとにかく毎日顔出して、会っているのであります。そのときに私は衆議院の方々に聞いたことは、「地方議会も、戦後新しいアメリカの制度を取り入れたから、議会運営についての解説書が非常に少ないんだ。それに対して国会は明治23年からそうそうたるメンバーでやっているから、国会運営とか、あるいは事務局の議会運営についての本というのはありませんか」と聞いたんです。「そんなのないよ」と。「じゃあ、どうやって議事次第書を書くんですか」「前の会議録を見るんだよ」。こうでした。

うそなのです。私は、うそという証拠はないから、仕方ないから、「ああ、そうですか。じゃあ、会議録をしょっちゅう見てなきやだめですね」と言ったら、「そうだ」と。「じゃあ、議会運営の理論の本はないですね」と言ったら、「いや、衆議院の事務総長やった鈴木隆夫先生の『国会運営

の理論』。これは皆さん方の図書室にありますよ。すばらしい書物です。昭和20年代に出るわけですが、鈴木隆夫先生という人は何で書けたか。普通はああいうものを書いたら議員からめちやくちやにやられちゃう。「おれらの党と考え違うじゃねえか」と、こうやってね。だけど、鈴木隆夫先生は、書いたのであります。何で書いたか。鈴木一族というのは、皆さん、「味の素」ってご存じですか、食べる「味の素」の会社の一族だった。たまたま鈴木隆夫先生は衆議院の事務総長になって、やめればどうせ外部のあっせんなんか要らないと。おれは自分のところの会社の専務とか、そういうのになるからというから、堂々と書けたわけですね。『国会運営の理論』。これは名著でございます。

もう一つは、同じ衆議院の事務総長やりました田口弼一さんという人。この人は、戦前の衆議院の事務総長は書記官長と言いました。書記官長をやった人で、『会議原則の研究』という本が出ています。その本、もちろん絶版ですが、出ておりますが、その本が理論的に高いんです。この2つしか我々は知らないのであります。

ですから、「鈴木さんの本と田口さんの本、我々は読んでいるけれども、やっぱりあれは理論だから、実務に即したのが欲しいんだけど、実務家が、例えば議長の議事次第書を書くときにこういう点に注意をしてとか、そういうことを書いた書物が衆議院にはないんですか」と言ったら、「ないよ。会議録を見るほかないんだ」と。こうだったのです。うそなのです。信山社が2011年に出版したから、白井さんは今回の講演レジュメにそれを書いたんでしょう。

私は在職中に、毎回行っても、「ないよ、ないよ」と言われて、「そうですか、じゃあ、我々も自分らで勉強しなくちゃだめですね」と言って、議事課を出てくるわけです。そうしたら、私を追って出てきた課長補佐が、「ノムさん、ノムさん、あるんだよ。しかし、外には出せないことになっているんだ。だから、これだから」「じゃあ、悪いけど30分借りるね。おれ、すぐ事務局に戻ってそれコピーしちゃうから。」と言ってコピーしたのです。その古川さんという人は、後に衆議院の請願課長になった人でございます。

これでやっているんだよ。それが昭和18年に出版した「議事解説」という冊子なのであります。これは1巻、2巻、3巻とある。1巻というと、いかにも厚いように見えるけど、薄いんです。薄いのが3つあるのです。1巻、2巻、3巻と。

それで私はそれをコピーして、全国都道府県議会議長会の事務局に今でもそれは置いてあります。自分用にもコピーをして、自宅へ持っていつている。そうやって見るというと、なるほど、

こういうことやっているんだとわかるのであります。それが2011年に初めて出るんだ。皆さん、ですから、これ買って見たらいいですね。衆議院の先例集、本会議先例集、委員会先例集、あるいは参議院の本会議先例集、委員会先例集、これも非常に役に立ちますが、その基礎になっているのがこの議事解説なのであります。

ですから、年度末に予算が余ったら、ぜひ買っておいたらいいいと思います。おそらく旧版を改定する人はだれもいないから。なぜいないか。皆さん、戦前の議会と戦後の議会をわかっている人が今の衆議院にはいないのです。これは私が自分で体験しているからわかるのであります。全国都道府県議会議長会がどういう人に指導を受けたか。自治省ではありません。自治省は我々と論争をやっただけです。論争をやったときに、「衆議院ではこうだよ。参議院ではこうだよ」と言うのと、納得するんですよ。ですから、我々は国会運営の理論をいっぱい勉強したわけでございます。

地方自治法は昭和22年にできました。憲法と同じ年にできたわけでございます。地方自治法ができましたが、そのときの会議規則・委員会条例は、当時の内務省が会議規則準則、委員会条例準則の名称で知事に出しました。それはどこに根拠があるのか。だって、戦前の議会というのはイギリス型の本会議中心、戦後の議会は委員会中心に変わったんでしょう。これはアメリカの議会です。アメリカの議会を、敵国の議会を研究している人はだれもいませんよ。学者だってそんなにいない。

だから、委員会制度を取り入れたときに衆議院は困ったんですよ、「どうやるんだ」と言って。そのことを率直に言ったんですが、そうしたら米軍機に乗せられて、衆参の幹部職員がワシントンに行って、それでまず下院のほうの事務局長が、敗戦のときの衆議院の議事課長、だれかというのと、西沢哲四郎先生であります。西沢先生は、皆さん、標準会議規則・委員会条例、標準議事次第書、これのアドバイザーです。全国都道府県議会議長会が単独で作成できたんじゃない。西沢先生のアドバイスを受けた。

じゃあ、西沢先生、そういうことをわかっていたのか。わかっていませんよ。だって、戦前型の議会だったらわかるけれども、アメリカ議会ですから。それで、アメリカ、ワシントンに行ったときに、下院の事務局長が、「君は衆議院に何年いるんだ」と言ったら、衆議院の議事課長でしたから、「20年いる」「あ、10年いればもう一流だ。20年か」と態度が変わったと言うんです。敗戦国の官僚に対する態度が変わったというんです。これは西沢先生から直接聞きました。

私は議会の運営については西沢先生についていたのであります。自治省はアメリカに行かないから、わかるわけじゃないですか。ですから、私は西沢先生についていった。

私の上司は、三輪光雄といいまして、私より5つ上であります。私は法政大学の法学部であります。三輪さんは、法政大学の経済学部であります。で、私が全国都道府県議会議長会に入ったときに、三輪さんは私にこう言ったんですよ。「日本の学者で議会運営をわかっているのは1人もいないからな。おまえとおれとでやるんだからな。それで各県に答えるんだぞ」。そのときは沖縄県は入っていませんよ。46県ですね。「それをやるんだぞ」と。私は、この人、経済学部だから、法学部の教授はわからないんだと思って、すぐその日の夕方、法政大学に行きまして、憲法の教授、行政法の教授、政治学の教授に会いまして、「我が大学で地方議会を研究している学者はどの先生でしょう」と聞いたら、「いないよ」と。「ああ、そうですか。東大にはどうでしょうか」「東大にいないよ」「じゃあ、京都大学は？」と言ったら、「京都大学にもいないよ。そんなもの研究している人はいないよ」と、こうでした。

私は上司にそのことを報告ができなかった。「疑問があるから聞いてきた」なんて言ったら怒られちゃうもんね。「おれを信用しねえのか」と、こうでしょう。ですから、これはほんとだ、やらざるを得ないんだ、ということなのであります。

それで、標準会議規則ができましたのは、昭和31年であります。なぜ31年に標準会議規則・委員会条例ができたか。これも皆さん、よく調べればわかることですが、28年というのは合併ですね。市町村の昭和の合併。その後、金がなくなって、地方財政再建特別措置法なんかができますから、地方議会も、委員会をそんなにうんとつくっちゃだめだよとなりました。皆さん、自治法ができたときは、常任委員の任期は議員の任期とすると規定していました。常任委員会は幾つつくってもいい、議員は常任委員に何個でもなれたのです。平成18年の地方自治法改正で何個でもなれるようになりました。なれるようになったけれど、やりません。皆さん方がチェックしているんじゃないですか。だから、地方議会は、力を発揮できないのですよ。

ですから、いくら制度改正で歯どめを、昭和31年の自治法改正で、人口において常任委員会は幾つと、こういうふう決めて、それで議員は1個の常任委員にしか就任できなくなりました。それが常任委員会の数の制限は、政務調査費ができたときに制限がとれた。平成12年。しかしながら、1個というのはとれなかった。なぜとれないか。「1個をとってくれないとできないんですよ」と全国都道府県議会議長会のほうが言ったら、「それをやったら知事が困るよ」と言った県議出身の国会議員がいるのです。どっちの味方かわからない。

全国都道府県議会議長会は昭和31年の地方自治法改正を機会に標準会議規則、委員会条例を制定しました。それまでは昭和22年に内務省がつくった会議規則、委員会条例準則でした。

標準会議規則、委員会条例は私の上司が原案をつくりました。何を基本にしたかといいますと、東京都議会の会議規則・委員会条例、北海道議会の会議規則・委員会条例、京都府議会の会議規則・委員会条例、これの共通点を引っこ抜いて足りないところを入れた。さらにそれについてアドバイスをしてくれたのが、ワシントンに行った西沢哲四郎衆議院法制局長です。我々全国都道府県議会議長会の職員は公務員じゃありません。団体職員でございますから、法制執務なんていう能力は持っているわけない。東京、北海道、京都の会議規則・委員会条例の共通点、それに西沢先生のアドバイスをを入れて加えてでき上がったものを参議院の法制局が全部点検してくれたのです。もちろん無料です。

大分つまらないことを言っておりますが、私は、議会運営が議会活性化に関連するようなことをやってもらいたい。これを議会事務局のほうから議員にアドバイスしてやるというと、ああ、地方議会、役に立っているねと。地方議会のことだというと、議員定数を減らせ、報酬を下げろ。決まっています。名古屋の市長が市議会議員の報酬を下げるべきだと言っていますが、私は不思議ではないんです。何で不思議かということ、皆さん、報酬は議会が勝手に上げたんじゃないでしょう。特別職等報酬審議会の答申を条例化したんでしょう。そしたら、名古屋市長が報酬を下げろと言ったとき、報酬審議会の委員の先生方は、だれがなったんだか知らないけど、「それは市長違うよ」と、言う人は1人もいない、新聞見ている限りでは。こういうのは無責任と言うのです。

皆さん、特別職等報酬審議会は昭和39年に池田内閣と全国都道府県議会議長会の対立でできるんですよ。これも知つといてください。昭和38年というのは、統一選挙。統一選挙のときは報酬上がりません。上げません、議員は。39年になったら一斉に上げた。それを自治大臣が閣議で報告した。そうしたら、池田勇人内閣総理大臣は、議員報酬をこんなに上げるなんてとんでもない。したがって、来週の閣議に、県会議員は幾ら、市会議員は幾ら、町村議員は幾ら、こういう改正案を出せと自治大臣に命じたのであります。自治大臣が我々の事務局に来た。来たけれども、「我々で回答はできません。県会議長全部集めます」となりました。

それで東京で1週間から10日、全国都道府県議会議長会の臨時総会を続けてやったのであります。それは地方自治の侵害だからです。当時、新聞はどう書いているか。何て議員というのはものわりの悪いやつだ。10日間批判されました。

批判されましたので、それを見ていた自民党の幹部がどういうことをしてくれたかというところ、
「中央政府のトップは内閣総理大臣で自民党だ。県会議長も全部自民党だ。同じ自民党同士でこんなに争っているのはおかしいから、おれに任せてくれないか」と言ったら、会長以下、任せたというんです。どういうふうにと言わないのに、任せたと言うので、私はびっくりしました。

そうしたら自民党の幹部は「特別職等報酬審議会をつくって、その審議会の答申をもらって報酬を改定する。対象は議長、副議長、議員。知事、副知事、出納長については、対象にしない」と言ったのです。

そうしたら、県会議長が差別だと言って怒った。そうしたら「知事、副知事、出納長の給料をその報酬審議会の対象にすると、議会の権限がその分だけ弱まっちゃう。それは議会が決められるんだから、好きなようにやればよいのだ」と言ったのでした。

だけど、県会議長は、差別だという意識がありましたので、「いや、自分らの権限が狭まってもいいから、知事、副知事、出納長も審議会の対象にしてくれ」「ああ、あんたらが言っているなら対象にするよ」となったのであります。

両者が了解をした次の日に審議会設置の自治事務次官通達が各県知事に出るんです。

皆さん方、どうか、議会活性化のために、ぜひ今の議会運営を議員が一生懸命評価されるようにやってもらいたい。

1 議会運営について

(1) 議長席

議長席というのは、法的には一体どこなのかということですが、議長席があるじゃないかと分かったような気がしますが、ほんとかというのです。昭和29年6月、国会で警察法の改正のときに問題になりました。衆議院では戦前の治安警察になるから反対だといって、社会党の議員が衆議院本会議場に閉じこもって、ドアを中側からぐっと押さえて、議長が入れないようにしていたでしょう。本会議場内でわあわあ社会党の議員がやっていた。そのときに、自由党と改進黨の議員が、ぐっとドアを押して、それで議長を入れましたが、議長は議長席につけないんです。議長席には社会党の女性の議員が座ってしまっていて、議長は中に入ったドア口のところで、わあわあ、わあわあ言っているときに、手を何かこう挙げてしゃべったわけでありまして。それでさーっと消えていった。会期の最終日なんです。どういうことを言ったか。「これより会議を開きます。会期を2日間延長いたします。賛成の諸君の起立を求めます」と言ったら、みんな立っていたので可決を宣告

し、「それでは、これにて本日は散会します」と述べたという。もちろん速記者は記録をとれませんが、録音もとれません。それで議長はどう言ったんだということを議長から聞いて、それを文章に直して会議録ができています。皆さん、昭和29年の6月、衆議院本会議における官報号外を見ていただければ、それが載っているのです。

議長席というのはどこなのか。議長がいるところが議長席なんです。これも知ってください。議長席に座らなければ議長じゃないなんて思っているのは、それは間違いであります。この例が出たのは、横浜市議会です。横浜市議会の議運で、本会議場に日の丸と横浜市の旗を置くということを協議したら、横浜市の旗はいいと、日の丸についても多くの議運のメンバーはいいとなった。

しかし、女性2人で構成している会派で、議運にメンバーを出せない会派はどういうことになったか。「私たちの意見を聞いてくれないから、私たちは反対ですよ」と言って、本会議を開いたら、議長席と事務局長席を占拠したのであります。それで議長が議長席のわきに行って開議宣告前に、「〇〇〇〇先生、自分の席に行ってくださいよ」、こう言ったのでしょう。言われて行くようだったら座りません。その日は流会になって、次の日になって議長はどう言ったか。また座っているから、議長の席のわきで、「これより本日の会議を開きます。この際申し上げます。〇〇〇〇議員と△△△△議員は自席に着くように」。議長席と事務局長席を占拠している女性の議員に対してです。それを言っても動きませんよ。それで、議長は「それでは退場を命じます」と退場を命じ、これに応じないので事務局に執行を命じました。

ここから先は議論が分かれますから、これも知ってください。日本の地方議会の議長には警察権がない。秩序維持権しかない。だから、実力行使はできないのです。これが通説です。ところが、長野士郎先生の逐条解説、それから長野先生を引き継いだ現在の松本英昭先生の逐条解説は、自治法129条に基づく秩序維持権は実力行使ができるとの見解です。議長の権限を広く解しています。ですけれども、国会関係者の権威である西沢哲四郎先生は、警察権がないのだから実力行使はできない。言葉でしか言えないのが地方議会だよとの見解です。これだけ分かれています。同じ事例が皆さん方のところで起きたとき、これだけは覚えといてください。

そうするというと、横浜市議会議長が事務局に「事務局執行」。執行というのは実力でもって外へ出せということでしょう。それはできないことです。できないんだけど、それができるとの見解は長野士郎著の逐条解説です。それを引き継いだ松本英昭著も、そうっております。

そのところだけ議長に強い権限を与えているんですよ、解釈で。それだったら警察権という名称を自治法に書かなければだめなのです。書いてないのですから、それはできない。裁判になっ

たときに、どうなるかということ、これが課題として残っているのです。

それで、「事務局執行」と言ったときに、事務局の職員が女性の議員の手を引っ張って外へ出したか。そんなことやったら、新たな問題が起きたなら、事務局はまっちゃいますから、毛布を持ってきて、1人の女性をぐるぐるぐると巻いて、二、三人で担いで外へ出した。もう1人の議員も毛布でぐるぐるぐると巻いた。それで外へ出した。

それが次の日の新聞に載っていましたので、私は、そういう問題があると必ず聞くんですよ。

「市民ですが、あの毛布はどこの毛布ですか。議会事務局の備品ですか」と聞いたら、「議会事務局にそういう毛布はありません」と。「それじゃあ、どうしたんですか、あれは」と言ったら、「あれは市庁のほうに災害用の毛布がありますので、それを借りてきました」「ああ、そうですか。じゃあ、議場で災害が起きたんですか」と聞いたら、「あなた、どなたですか」と言うから、「市民です」と言いました。だめですよ、災害用の毛布なんか使っては。だから、事務局に毛布は備品としてなければだめというのが横浜市議会の教訓です。

その横浜市議会では、懲罰が出まして、その議員さんは2人とも除名になりました。そうしたら知事に審査申立をした。知事は議会の議決が正しいということでやったから、身分を失いました。

(2) 議長不信任決議案の可決見込みと事務局長の助言

議長不信任決議案の可決見込みと事務局長の助言でございます。皆さん方、議長不信任決議案というのはしばしば出ます。議長不信任決議なんていうのは、出すぞ、出すぞと言っているうちが花。出たらだめ。出て可決になったら、議長は絶対やめませんよ。不信任決議されてやめるなら、その前に辞表出しますよ。

これが出て可決になった場合には、やめないから、余計空転する。ですから、どう対応するか。議会の事務局長が議長室に入って、「議長に対して半分以上の議員がだめだと言っている。可決になれば、議長としての職務に当たるのはいささかおかしい。だから、議長は提案される前に辞職願を出したらどうですか。自分からやめると言ったほうが主体性があっていいじゃないですか」と助言することです。事務局長には、そういう役割があるのです。それを言わない事務局長というのは、混乱を助長するだけです。

皆さん、将来事務局長になる人もいますから、局長というのは最後の土壇場で、おれは一肌脱ぐよという人が局長でないとだめです。今、正しいかどうかは知りませんが、県議会の事務局長は、2年交代が多いですね。前に議事の経験を持っているならいいけれども、初めて局

長になったという人もいます。そういう局長が議長室の部屋を閉めて、だれも入らないようにしたときに言えますか。皆さん、こういうことも議会の事務局長が言わない限り、解決の手段がないんです。

福岡県議会では、定例会中に議長不信任決議案が出て可決になっちゃった。事務局長が助言する間もなかったと聞いておりますが、そのときに、「おれはやめない」と言ったのが議長でしょう。

「あんた、やめるんですよ」と、こう事務局長が言っても、「やめない。そのかわり、この定例会は早く閉会にしてくれ。そして臨時会を開いてくれたら、そこで辞職願を出す。不信任決議を突きつけられてやめるなんていうことはできない」。こういうことでした。議長不信任決議というのは、出すぞ、出すぞと言っているうちが花なんです。ですから、事務局の幹部職員は、そのときに出てこなきゃだめです。

山口県議会事務局長で今藤正行さんという人がおりました（「逐条会議規則提義」の編著者、昭和60年発行）。大分前の方でございまして、議会オンリーの方ですが、私が若いとき山口県議会の審議を見学のために行ったら、きょうは議運がもめているということが新聞に載っていて、現実に行ったらもめてました。それで事務局長室に行ったら、局長がいるんですよ。だから、「局長さん、こんなところにいいんですか。今もめているんでしょう」と言ったら、「君ね、局長の出る時期というものがあんだ。まだまだ出るのは早いんだ。おれはいらいらしながら、じっと出る時期を見ているんだ」と言うのです。「ああ、そうですか。それは知りませんでした」と言いました。「今だよ、出ていくのは、今」って、そういう判断をしていました。

皆さん方も、幹部職員になったときは、そういう点はひとつ判断をされたほうがいいんじゃないか、このように思います。議事運営の解説書にこういうものが載ってないから、私は取り上げているわけでありまして。

(3) 議会運営委員会における議長の発言内容

議運における議長の発言内容。よく議運で対立し、どうしようもなくなるというと、委員長が、この際議長の意見を聞こうじゃねえかと言って、議長の見解を求めることがあります。そういう場合、議長はどういう意見を述べるのかといたら、それは議運における多数意見を述べるんです。少数意見を言ったら、議長がひっくり返されてしまいますよ。多数意見を述べる。これが原則でございます。

(4) 突発事態に対処する議事次第書の作成

突発事態に対する議事次第書の作成です。全国都道府県議会議長会が標準議事次第書及び書式例というのを出しております。昭和33年につくったものですね。昭和47年に私のときに改正しました。それ以来改正はないはずであります。

そのときに、入れることができなかつたのが突発事態に対する議事次第書です。議会では、何が起きるかわからないでしょう。だから、わあわあ騒いでいたなら、「静粛に願います」というのを議長が言えばいい。ところが、静粛に願いますというのを事務局長が議長に、「議長、『静粛に』と言ってください」と、こう言ったら、「余計なこと言うな」って議員から野次が飛びます。だって伝わっちゃっているからね、議場に。

ですから、突発事態に関する議事次第書を危機管理の立場から口頭で事務局長が議長に言うというのは賢いやり方ではありません。議長の口述書を用意しとけというのです。危機管理の具体的内容は何か。例えば「静粛に願います」、「暫時休憩します」、「〇〇〇〇君発言をやめてください」、「持ち時間が来ましたからやめてください」とかがありますよ。いっぱいあります。それは危機管理の口述書です。それらを全部閉会中にリストアップして、それで1番からインデックスをつけておけばいいんです。大体20ぐらいあります。それをつくって、議場で議事課長が局長に「5番です」と、こう言えば、局長のところには1番から20番までついている危機管理の議事次第書がありますから、「5番です」と言ったら、5番をとって、パッと議長に渡せば、それでいいんです。議長は渡したものはそのとおりに読むんですよと、こういうことにしていれば問題ない。こういうことですよ。

そのときに意外と抜けているのは何かといたら、「静粛に願います」と言っても、わあわあ言っている場合に、「議事を進行します」という次第書です。これを議長に渡すことですよ。そうしたら、今言っていることじゃない、今議事を進行するんだとなります。「議事を進行します。日程第幾つ何々を議題といたします」、こう言って、入っていくわけですね。

あるいは休憩の場合でも、休憩したら議場から出ちゃう議員がいるのは普通なんです、短時間で休憩する場合は、「在席のまま休憩します」。こういうやり方もあるんです。在席のまま休憩します。そんなことを言ったって、何の拘束力もないのです。ところが、意外と座っているのが、これまた現実です。

突発事態に対する議事次第書の準備が危機管理でございます。これを議事係は用意して、それで番号で局長に言っていく。これが必要だと私は思います。

(5) 発言取消しの期限(会期外も可とする見解)

発言取消しは会期中でなければだめだというのが通説ですが、会期を過ぎても取り消しができるという本が1冊あります。中島正郎先生の書物にあります。「ぎょうせい」から出ている本に、それがありますので、皆さん方、その本はコピーして、いざといったときには、場合によっては「閉会してからでも取り消しができると書いてありますから、これでやりますか」と言って、こうやっていけばいい。「いや、そんなことはできない。」と言って拒否するなら、それで結構です。

しかし、「全く取り消しはできないのか」、「知恵はないか」と言われたら、「あります」と中島正郎先生の『議会実務ガイドブック』という本を出せばよいのです。『議会実務ガイドブック』の中では、閉会した後は発言の取り消しはできないけれども、万やむを得ない場合は取り消すこともやむを得ないといって、何だか同じようなことを2度繰り返しているんですよ。「中島先生の本にあります。これでやりましょう」。前例としないというような形でやっていけば、いくらか心理的負担が軽減します。

「例外の対応策について事務局は知恵がないのか」と言われたときに、「あります。しかし発言の取り消しは会期中であることが原則ですが、例外措置をやるか、やらないかは議運で決定してください」と言えばよいのです。閉会してから発言の取り消しができるという本は中島さんの今言った本しかないのですから、私は「ぎょうせい」にこの本は絶版にしないでくれと言っています。地方議会が何か間違ったときに、そのよりどころになるからと言っているのです。

(6) 表決の種類と運用

① 予算や決算は全会一致でも表決の原則による

次は、表決の種類と運用です。

予算や決算は全会一致であっても、表決の原則によるということです。表決の原則は何だといったら、起立表決です。全会一致の場合には簡易表決でやっているというのが地方議会ですが、重要な議案の場合は、全会一致の場合であっても表決の原則に戻るのです。それは起立採決です。

それが、例えばどういうところで起きたかという、今の皇太子殿下のお妃、雅子様を皇太子殿下のお妃にということを決めるのには、皇室会議で決定をするのであります。皇室会議の議長は内閣総理大臣、議員は、衆議院議長、参議院議長、最高裁の長官とか、副議長とか、宮内庁長官であります。そのときに、雅子さんをということで、説明をして、それで宮沢喜一内閣総理大臣が、「それではお諮りいたします」とやったとき、だれも反対はないのに、反対がなければ、地方議会は「ご異議ありませんか」とやるんでしょう。違っているんですよ。「皇太子のお妃に小和

田雅子さんを決定することに賛成の諸君の起立を求めます」と諮った。重要な議案のときは表決の原則に戻ることに事例です。

地方議会でそういうのは何かといったら、予算とか決算はその典型です。皆さん方のところでやってないとしたら、原則に戻ってくださいよ。議会運営の原則というものをわからないと、例外ばかりやってもしょうがないと、私は思うのであります。

② 地方議会における無記名投票の意義

それから、地方議会における無記名投票の意義です。国会は記名投票しかないのです。なぜないか。政治責任を明確にするからなんでしょう。ところが、大阪府議会で、何だか府庁がどこかに移転する議案を無記名投票で採決したら、知事が、おかしいじゃないか、というのが新聞に載っていました。

私はたまたまそのとき大阪に行っていた。大阪に行っていたので、それについて議会事務局は改正を考えるんだと新聞に載っていたから、すぐ電話かけて、「府民ですが、会議規則を改正して無記名投票制度をなくすような報道がありますけれども、なぜそういうことをやるんですか。知事と議会は別でしょう。二元代表制なんだから」と言った。

なぜ地方議会に無記名投票があるか。地域が狭いから、利害が密着しているから、例えば特に町村なんかはその典型です。自分の選挙区のところに不利益なものをつくるといったときに、それは住民全体にとって必要なものであるから、つくことに賛成だ、ということで賛成したら、おまえはここから出ているんだろうと行って、次の選挙では落選です。でございますから、無記名投票でやればそれがわからないのであります。地方議会は地域が狭いから、無記名投票制度の存在価値があるのであります。

そのことが橋下知事さんの言い分の中には一つもありませんでした。国会の考えだけがあった。政治責任を明らかにすることが強調されていましたが、なぜ地方議会に無記名投票があるかということを一遍お考えいただきたい、こういうことでもあります。

(7) 意見書案提出期限、可決の申合せ(全会一致)

意見書案等の提出期限、可決の申し合わせの点でございますが、意見書案を提出する場合には、例えば閉会日の3日前までに出すこと、こういうようなことを議運で決定している場合、最終日に意見書案が出てきた。「ああ、だめだよ、もう、締め切っちゃったから」と言って議運が取り扱いを拒否しましても、その議員が議長のところへ出したり、あるいは本会議で「議長、意見書案

を提出します」と言われたら、無視できるんですか。できないでしょう。ですから、議会というのはどういうことか。論議はうんとやって、だめなものは否決で、いいものは可決なんです。これが議会の基本です。だから、議案の締め切り日を決めるなんていうこと自体が、それを原則とするならいいけれど、これでなければ絶対だめなんて言っているのはどうかしているのです。

これをやったのがどこであるかといったら、埼玉県の川口市議会で日本共産党が締め切り日を過ぎて最終日に意見書案を提出した。議長のところに出してきた。そうしたら、議長は、これはどうするかと議運に諮問したら、締め切り日を過ぎていますからだめですと、議運は、それを取り上げない決定をした。議長は「もう1回検討してくれ」と、こう言ったけれども、取り上げないという決定だったので、議長はそれに従ったと、こういうことがありました。

そのときも、「議運の決定と議案の提案というのはどっちが優先するんですか」と「市民ですが」と言って聞いたら、事務局の人は答えられなかった。議会は論議するところだから、論議するのに時間的に一応の区切りがあっても、それが超えた場合、それに正当性があった場合は幅広く取り上げるというのが議会の論議です。これが議会の基本なのです。そういう弾力的な発想が必要なんじゃないかということでございます。

それから意見書案の場合、全会一致のものだけ取り上げる議会があります。全会一致になる意見書案、そうなればいいのですけれども、全会一致にならない場合は議題にしないというのは、どうかと思います。それだったら議会といわないでしょう。その議会は長い間それでやってきたから、不思議に思わないけど、私なんか地方で新聞を読んだときに、ここの議会は北朝鮮の議会だなんて思って読むのです。つまり、全会一致だから。以前はソ連がそうだった。毛沢東時代の中華人民共和国がそうだった。リビアがそうだった。キューバがそうだった。ベトナムがそうだった。しかし、これらの国々は、ロシアになったり、あるいはそのほかになったときに、そんな厳格なことやっていません。全会一致でない限り議案は出させないというようなやり方はあり得ない。それは中世までの議会のいうのです。

議会で多数決原理というのは、いつからできたか。産業革命からできるのですよ。産業革命以前は、国王と、あと土地所有者の貴族と農民、この3者で国家は構成されていたのです。国王は議会の構成員でない。土地所有者である貴族と労働者である農民は利害が一致していますから、全会一致なのです。ところが、産業革命が起きて、商業がいっぱいできた、工業もできた。そうしたら、必ずしも全会一致にならない。だから、多数決原理というのができるのでしょう。それを「うちは全会一致でやっているんですよ」と言ったら、中世までの議会だということを証明しているようなものなのです。これは違うということもお知りになっていただきたい。全会一致

でないやり方をとろうじゃないかという意見が出てきたら、それは正論なのです。やっていただければと思うのであります。

(8) 会期延長の時期と採決方法(投票表決の要求があつたにもかかわらず起立採決した事例)

それから、会期延長の時期と採決方法。会期延長。例えば最終日に会期延長やる場合には、少なくとも22時までに会期延長の件を議題にしてもらいたい。最低2時間の余裕を持ってないと安全な運営はできません。議員定数が多いと、牛歩なんかやるのは地方議会は少ないけれども、それでも牛歩だとか、その他の話し合いで時間がかかりますので、22時までに会期延長の件は議題にすべきです。もちろん、それ以前にするのは結構でございます。

東京都議会で事例がありました。東京都議会で会期延長の件が最終日に23時過ぎてから出てきた。そうしたら、都議会の議員というのは百二十何人いるんでしょう。共産党が会期延長の動議を出したときに、この採決について投票表決を要求しました。投票表決でやるというのは、会期延長に反対だから牛歩をやるということでしょう。それやったら、皆さん、24時になって自然閉会になっちゃうじゃないですか。だから、議長はどういうことをやったかという、議長は会議規則に基づいて投票要求が出ましたとあって、それを受理した。実際の運営では、「会期延長の件を議題といたします。本件につきましては、起立採決で行います」。その投票要求があるのですが、起立採決でやったので「賛成の諸君の起立を求めます。起立多数、よって、会期は何日間延長することに決定しました。本日はこれにて散会します」と言って議長室に戻っちゃった。

そうしたら、共産党が怒って、その採決は無効だと言ったけれども、議長が、「まことに申しわけない。会期を延長しなかった場合には、この議案が審査未了になっちゃうから、万やむを得ずやった。まことに申しわけない」と言って、「次の本会議の冒頭に自分が遺憾の意を表すから」。遺憾の意というのは、申しわけないということです。そういうことをやった。

そのときに東京都議会局は何を基本にしていたか。私なんかも歩みを注視していたわけですが、全国都道府県議会議長会から出ている資料で、各ブロックの研究協議事項に参考意見とか注釈とかがついたパンフレットが2年ごとに出ています。皆さん、ご存じないですか。運営がスムーズにいと、ああいうものは見ないのです。ところが、あれは都道府県議会運営の先例のいろんなやり方の集大成なのですから、頭の体操には非常にいい。私なんかは、あれを何遍も読むわけでありませう。

昭和42年から昭和58年までの「各ブロック等における研究協議事項(議事関係)とその結論並

びにこれに対する注釈・参考意見」です。西沢哲四郎先生が書いたときは「注釈」と言った。西沢先生が亡くなってから、参議院の議事部長である辻啓明さんをお願いしたときには、「注釈というのは、おれはどうもそういう立場にない。参考意見というふうにしたいんだ」「ああ、参考意見でも何でも結構です」と言って書いてもらった。

昭和62年12月に出ております第1分冊の464頁から465頁、これに投票表決で会期の延長を要求したのに議長が起立採決で決めた事例が掲載されています。その場合に、辻啓明参議院議事部長の参考意見があります。辻参議院議事部長は、動く辞書というあだ名を持っていた人で、条文なんか見ないで、これはこうですと議員に即答できる人。戦後の参議院ではナンバーワンかナンバーツーの人でございます。

その辻さんの講演が、つい何年か前までこの研修会でやっていたでしょう。私が「辻さん、しゃべることがこれ以上ないよというまでやって下さい」とお願いしたのです。辻さんほどの知識を持っている人ならば、全国都道府県議会議長会にはシリーズというパンフレットがありますから、あの記録に残したならば必ず参考になると思ってたからです。辻さんに、「死ぬまで、なくなるまでやってくれ」と言ったら、ある年になって、「おれ、やめた」と言うんです。「何で」と言ったら、「おれは議会にタッチしてことしで50年になった。これを機会にやめた」と。「50年だろうが、60年だろうが、地方議会のために役に立つんだからやってくださいよ」と言ったら、「いや、おれはもう決めたから」と言って、やってくれなかったです。

その辻啓明議事部長の「参考意見」の中にどう書いてあるかというのと、「投票表決によって採決の要求があった場合、この場合には起立採決で表決をとることはできない。ただし、起立採決でやった場合、採決の効力については、出席議員が定足数を充たして、過半数の賛成が明白であれば、直ちに無効とは言えない」と述べています。投票要求があったのだから起立採決でとるのはだめですが、議長が起立採決でやっちゃった場合、ちゃんと所定の定足数は満たしておいて、起立者が半数以上いる場合には、その議決が直ちに無効とは言えないとのことです。

この解説書（「参考意見」）がありました（同書の465頁）ので、それを東京都議会の議事部が活用し、そのかわり、議長の権限で起立採決で会期を延長したことについて、議長が会期延長した後の本会議で陳謝、遺憾の意を表すればいいのだとなったのです。決していいことじゃないけど、これは東京都議会が23時を過ぎてから会期延長をやるからです。だから安心できる運営をするには、会期延長はどんなに遅くても22時までにはやるべきだ、こういうことでもあります。これが会期延長のところでもあります。

2 議会運営面からの議会活性化について

あとは、簡単に申し上げます。今の1番目の議会運営については、理論的なものと、例外的なものがあるよということで、私は例外も知っていたほうが議事の方はいいことだから、私は紹介しました。次の議会運営面から見た議会の活性化。議会は活性化しろと言われてはいるわけですね。議会を活性化するために問題になることを列挙しました。

(1) 議員定数、報酬 —— 歳出に占める割合

まず、議員定数と報酬であります。議員が多い。報酬が高いとの批判があります。毎年3月に地方財政白書を総務大臣が閣議に報告いたします。地方財政白書によると、平成21年度の都道府県と市町村を合計した決算では総額は89兆円であります。これに対して議会費は約4,000億でございます、歳出全体の0.4%です。0.4%の中には議会事務局職員の給料も入っていますから、議員が0.4%使っているんじゃないのです。皆さん、ぜひ、これ言ってもらいたい。報酬が高いだとか財政負担になるよと言ったら、「違うよ。全体の議会費は0.4だよ。これの中で議員が全部使っているんじゃないよ。だから、99.6%を使っているのは、知事、市町村長のほうだよ」。こう言って、議員に反論の材料を与えてください。そうしたら、住民は「ああ、そうか」といってわかるわけであります。数字で言えば、新聞記者だってわかるのであります。

私は在職中、統一選挙の前の年の10月から11月になったとき、必ずこの問題が起こるから、地方財政白書をコピーして、それで渡した。学者も言ってきた。学者の中で、ことし亡くなりましたが、早稲田大学の寄本教授、和歌山県の田辺市出身の方です。寄本教授は地方自治に詳しい人なのです。私は20代からつき合っている人だったんですが、寄本教授が、「議会はうんと金を使っているんだろう」と言うから、「いやあ、先生使っていませんよ」と。そのときは全体の0.6%だったんです。ですから、そこをコピーして、これだけですと渡しました。「0.6かあ。少ないね」と言いました。早稲田大学はアメリカのピッツバーグ大学とその姉妹校を結んでおまして、そこと大学教授を交換していた。それで寄本教授はアメリカに行って、日本の地方制度について講義をやった。そのときアメリカのピッツバーグ市議会がどれぐらい使っているかという、歳出の1.8%だった。「じゃあ、先生、地方議会は、日本の場合は0.6だから、その3倍ですね」と言ったら、「3倍だ」「じゃあ、報酬3倍にしていいね」と言ったら、「それとこれとは別だよ」と言ったけど、私は別じゃないと思います。当然のことですが、寄本教授が「それとこれとは別だよ」と言うから、何もそこで争う必要はないから、「そうですか」と言った。「いかに少ないかというのがおわかりいただけたでしょう」と言ったら、「わかった」と言ってくれました。

皆さん、地方財政白書は財政課にありますから、それをコピーをしてください。そうすると、議員のほうが自信を持ちますよ。

今の議員の報酬で生活ができるのか。それは生活できるような報酬になっています。しかしながら、金額的には一般の労働者よりも高い。しかしながら、出銭も多い。選挙のときはもっと銭かかる。選挙のとき、支持者がくれるのか。現在、全国都道府県議会議長会はアメリカ50州と交流をやっておりませんが、私がいたころは交流をやっていました。こっちから議長がアメリカの幾つかの州に行く。向こうから来る。来たときに、ニューヨーク州の院内総務といいまして、ナンバーツーに日本の地方議会のことを我々が説明したら、事務局の説明に納得しないのです、アメリカ人というのは。「議員に会いたい」と言う。京都は必ず見せるから、京都のほうの議員じゃなくて、別なところで、新潟県議会議員に会ってもらったのです。新幹線に乗ってもらいました。

それで会って帰ってきて、京都へも行って、最後に赤坂プリンスでさよならパーティーをやったわけですが、そのときに、ニューヨーク州の院内総務は何と言ったと思いますか。「自分はニューヨーク州で議員をやっているのは間違いだと思った。報酬の総額を見たら、新潟県議会が自分よりも年500万多い」と。高いのです。「だから、4年いたら2,000万の貯金できた。おれはアメリカでやって損した」。そう言うのです。「先生、違います。日本の場合は、いろんな議員活動をやる場合には全部自分が出します。選挙のときなんか全部出しますから、財産をすり減らして行って、売るのがなくなった場合には議員をやめるのです。ですから、先生、それは違います。貯金なんかできませんよ」と言ったら、「君、そういう活動は支持者がくれるんだろう」と言っていました。「支持者が出してくれるんだろう。自分の貯金を減らすのじゃないだろう」と。

「いや、日本は違うんです。井戸堀政治家というのが最後のなれの果てです」と言ったら、サイマルという通訳会社の通訳の女性の方が、「井戸堀政治家って何て訳すのですか」と聞きましたので、私は「もう財産がなくなって、売るのがなくなっちゃった。それで借金ばかりだ、こういうふうに訳してくれ」と言ったら、「信じられない。それは支持者が出してくれるんだろう」と言っていました。

これだけ違っているんです。つまり、日本の住民の政治意識が低いということです。

(2) 当初予算編成に対する議会の決議

予算編成に対する議会の決議です。皆さん、予算が出てきてから、どんなに審査しても、ろくな審査はできないのです。ですから、12月議会のために議会として、会派じゃないですよ、議会として来年度予算編成に対する決議を議会は決めて、それで知事に送るべきです。それが3月議

会でどの程度実現したか。そうすれば、議会は政策の先取りをやっているのでしょうか。こういうことを自分のところはやっているというなら、それを堂々と、どれだけ予算化されたかという資料を出してもらってください。これをやって、議員は働いているよということを十分にわかってもらうようにすることです。

それから私は、議長会に40年間いまして、47県の当初予算の知事の提案理由の説明を読んだのですが、県民への政策は、すべておれがやっていると言っています。議会からこういうことを提言されたから入れたんですと、こういうのは1行もなかった、私の40年間の経験で。知事というのはそんな人なのです。議会に対して礼節を欠いています。議員から提言された事項がいっぱいあるはずなのに、それを無視して「全部おれがやっている」と言っています。だから、住民は「議会なんかはだめだ」と、こう言うんでしょう。ですから、こういう議会の決議を出して、それがどう予算措置があるか、それを明確にする必要があります。

(3) 予算に対する修正動議、組替え動議、付帯決議

政策が異なる場合、議員が予算に対する修正の動議を出すことです。事務局が弱体だから修正の動議出せないよというなら、組み替え動議出してください。平成24年度一般会計予算に対する組み替え動議。平成24年度一般会計を左記（下記）のとおり組み替えて再提出されたい。組み替えるのはだれだ。知事であり、議員がやるのではない。左記（下記）のとおり組み替えるのが例えば10項目あったら、1、2、3、4……。例えば河川改修費1,000万円増額することと書けばよい。それだったら、皆さん、議員だって書けます。事務局なんかに頼まなくていい。

こういうのを私は議員研修のときに言っているのです。私は県会議員の議員研修というのは少なく、市町村の議員研修が多いのですが、「やってくださいよ。そうしないという、評価されませんよ」と言うのであります。

組み替え動議を提出する。組み替え動議が、例えば10項目あったら、「全部なんかできないよ」と知事が言ったら、「じゃあ、当初予算でできるのはどれ？」「2つある」「それは組み替える」「あとの補正でできるのは？」「3つある」「じゃあ、それは補正でやる」「残りの5つは長期的視野で考えさせてくれ」と言ったら、「いいだろう」と。そうやっていけばいいのであります。修正の動議だったらばっちり入っちゃうけれど、組み替え動議だったら、その後議会と知事の間で話し合いの余地があるのであります。各議会でこういうことをおやりになっていただきたい。

それから、組みかえ動議が困難であるなら付帯決議をつけることです。予算について全部満足で不満はないなんていう予算はないのであります。したがって、原案は可決するけれども、

将来知事はこういうことをやるべきだといって、付帯決議をつける。これだったら幾らでもできますね。平成24年度予算に対する付帯決議といってね、本会議、委員会で出た意見の共通点を出せばいい。

国会では、付帯決議は委員会をつけています。本会議ではやりません。地方議会は本会議でやって構いません。それで可決した後、本会議でやったら知事の所信を求めればいいのです。「ただいまの付帯決議に対する知事の所信を求めます」と言ったら、「そんなもの尊重しない」なんて言う知事はいません。「尊重して実現するように努力します」と言うに決まっています。そうしたら皆さん、それを「議会だより」に載せられるじゃありませんか。長が出したものをただ可決しただけじゃ、餓鬼みたいな議会じゃないですか。これはだめだということです。

(4) 決算不認定でなく付帯決議の活用

決算については不認定でなく付帯決議を活用することです。決算はおかしい点があっても認定するのです。おかしい点があったという付帯決議をつけて認定をすることです。国会では決算を不認定にした場合には、不認定だから付帯決議がつけられないと、自民党政権は言っていました。民主党政権になったら、不認定であっても付帯決議はつけられる。といたら、次の年になったら、つけられないと言ってみたり、ころころ変わっています。だから、私は、決算の担当の委員部の書記に、「あんたのところは去年の言っていることと、ことしの言っていること違う。そんなことでいいの」と言ったら、「いや、議員がやることですから」との返事でしたので、「議員じゃないだろう。事務局がガイドするんだろう。地方議会ではそんなことやったら突き上げられちゃうよ」と言ったら、「議員の言うとおりにやっているだけですよ」とのことです。結局、事務局として責任はとりたくないから、こういう見解が出てくるのであります。

(5) 重要議案に対する付帯決議

それから、重要議案に対する付帯決議です。重要な議案については議員や会派でいろいろな見解があるはずですから、知事が提案したものを原案可決するだけではだめです。最低限、付帯決議をつけて議会の政策を明示する必要があります。

(6) 質問、質疑における一問一答、対面方式の採用

質問、質疑においては、一問一答とか対面方式をやってください。委員会では一問一答、対面方式でやっているのに、なぜ本会議でできないのか。人間の会話は一問一答です。また対面して

行います。演壇のところに知事が来て、それで演壇の前にもう一つ演壇を置いて、そこに議員が来て対面すると、議長はどこにいるのか。知事の後ろにいる。そんな対面はありません。そういう対面では、知事の保護者が議長になります。バレーボールのアンパイアー、卓球のアンパイアーはどこにいるんだ。ネットのところにはいます。議長も同じです。知事と議員は、議長から見て対面する。真ん中に議長がいる。演壇に知事が来るやり方では、対面とは言いません。それは議長が知事の保護者です。こういうのはおかしいのでございます。こういう点もひとつ常識に戻って考えていただきたい。

(7) 質問、質疑における「検討」、「善処」、「研究」答弁の取扱い

それから、質問質疑で検討、善処、研究という答弁があった場合には、これは文書回答でもらってもらいたい。かつて鹿児島市議会の議長、今、国会議員になっています。私はその市議会議長と長い間つき合っていたのですが、その市議会議長は、ちゃんと文書で請求していましたから、「いいかげんな答弁ができないんだ」と言っていました。これも皆さん方、やるか、やらないかでございます。

(8) 「政務調査費で調査したところによると」の明示

それから、政務調査費で、しゃぶしゃぶ食ったとか、いいかげんだとか、何とか言われておりますけれども、議員に、「政務調査費で調査したところによると」といって質問やってくれと行ってください。そうしたら、会議録にちゃんと載るじゃないですか。今それを言わないから、載らないのであります。

私は福岡県議会から5年ぐらい前に呼ばれたときに、政務調査費の話をしました。そのときに、「ぜひ『政務調査費で調査したところによると』という発言を、全部が全部じゃないけれども、質問の場合には言ってもらいたい。そうしたら、会議録に残るんだ。だから使い方と効果が住民にわかるんだ」と言いました。

私は2月にそれ、行って話したところ、3月議会で「『政務調査費で調査したところによると』と言ったら笑いが出た」と言っていました。笑いが出た。講師の言ったことをそのままやっているとって笑いが出たのかも知れませんが、笑いごとじゃないです。それで住民に伝わるんですよ。これをやらなきゃだめです。

(9) 予算、決算、議会広報の常任委員会化

予算、決算、議会広報の常任委員会化でございます。

予算、決算などにつきましては、予算委員会、9月になると決算特別委員会、皆さんつくりますね。毎年出てくるものは常任委員会が担当です。アメリカの議会がそうなんです。アメリカの議会は、1776年、独立をしたときに、議員に議案の提案権があります。議案を議長が受け取ると、特別委員会をつくって付託をする。議案の数だけ特別委員会ができた。これがアメリカ合衆国で独立後、数年続いたのであります。そうしたら議員が、毎年出てくる議案があるんじゃないか。それは常設の委員会つくって、付託すべきじゃないかとの意見が出て、特別委員会から常任委員会が生まれるのです。

これが日本では地方自治法で常任委員会と特別委員会を同時にもらっているから、その区別がないのであります。昭和31年の地方自治法の改正で常任委員会の数が制限されたから、予算は特別委員会だ、決算も特別委員会だとなったのです。毎年出てくる議案を特別委員会に付託するのはおかしいのであります。これは平成18年の自治法改正、あるいは平成12年の政務調査費の改正、この2回の改正で、常任委員会としてつくることができ、また常任委員の就任数に制限がなくなったのですから、皆さん方、9月定例会では絶対に決算特別委員会なんていうのはやらないでほしい。それをやるのは町村議会です。私はきのう山形県の町村議員研修に行き同じことを話しましたが、県議会は少なくともプライドを持ってもらいたい。毎年出てくるものは常任委員会の担当です。

決算の審査は長くても3カ月しかないから、単独の常任委員会を設置するに疑問があるなら、予算決算常任委員会でもいいじゃないですか。議長を除いて全員で構成して、それで常任委員会を分科会として使えばいいのです。分科会では採決やらない。そうするというと、審査が深まるのであります。

それから、議会広報委員会。何だかわけのわからない委員会がまだあります。議会広報特別委員会にしている議会もありますが、それだったらまだわかりませんが、議会広報というのは、議員の任期がある間必要なんでしょう。そうしたら、常任委員会じゃないですか。だから、議会広報常任委員会として設置しないとおかしいです。議会広報というのは本来議運の所管ですが、別につくるのならば、議会広報常任委員会やらないとだめなんだということでもあります。

(10) 常任委員会の所管事務調査の徹底

それから常任委員会の所管事務調査の徹底をやってもらいたい。

財政が悪いんだと思ったら、総務常任委員会で所管事務調査をやる。所管事務調査の中から閉会中の継続調査事件を設定しても結構でございます。わかったことがあったならば、本会議に報告してそれを住民に伝える。住民に伝えるというのは議会広報に載せればいいことであります。それを各委員会がそれぞれやっていただきたい。それぞれの常任委員会が所管事務調査をするならば、議会は活動していることがわかります。執行機関の行政の中でこの点がおかしいよというのがわかります。それをなぜ指摘しないのだ。執行機関は全部よくて、それを監視しているの議会が、何かでれてれやっているとイメージしか今はないのです。私は残念だと思うから、所管事務調査をしっかりやって、この点、執行部はおかしい、こういう点充実しろ、こういうことを所管事務調査の報告で出していただきたい。そうすれば、議会は活性化しているんじゃないでしょうか。提言もしていますから。こういうことであります。

(11) 重要な議案の審査では参考人、委員派遣を活用

それから、重要な議案の審査では委員会で参考人制度、あるいは委員派遣を活用していただくことです。

委員会は、付託された議案を審議するとき部長からだけ答弁を聞いている。「いいものだから通せ」と言っている答弁しかありません。これはだめですよという答弁はありますか。ないでしょう。そういうことは、一種の談合をやっていると評価できます。日本の地方議会の多くの常任委員会は執行機関と談合をやっているのです。向こうの言ったとおりに可決しているからです。談合が嫌だというなら、修正するなり、あるいは付帯決議をつけて、自分らの政策を出さなければだめです。

それと同時に関係する住民を参考人で呼んだらいい。例えば農業行政だったら農協の会長を呼ぶ、商工行政だったら商工会の会長を呼んで、「こういうのが出ているのだけどどうか」と聞く。「いや、我々はもっとうるさくやってもらいたい」「商工部長、今こういう意見が出たけど、それはどうなんだ」「いや、これは予算の関係でできません」「じゃあ、将来は考えられるか」「将来は考えます」「ああ、そう。じゃあ、それを付帯決議でつけよう」。こうなったら議会在がプラスアルファの政策を出しているのでしょう。そういうことを議会事務局が議員に教えてください。そうでないと今の県会議員は、貧困な政策の持ち主の集まりだとしか思えない。マスコミが書いているのを見るとですよ。私は非常に残念だと思う。私は議会を大切だと思って、マスコミと対立しているのですよ。それはマスコミは、原案可決で修正がないとかの統計だけで言っているからであります。

(12) 委員会は閉会中の継続審査事件を多数可決してどのような事態にも対応

委員会では閉会中の継続調査事件は多数議決して、どのような事態にも対応できるようにすることです。

いっぱい継続事件。継続事件の件名は具体的でなければならぬとされています。調査事項のあとに何々に関する調査または対策とつけければ継続事件になります。それを調査終了までとやったら、4年間有効です。常任委員の任期は1年じゃだめですよ。最低2年。アメリカの下院の議員は、常任委員は選挙で選ばれたときから自分が引退するまで同じ常任委員なのですから、委員長はアメリカ大統領より詳しいのであります。

河野洋平衆議院議長は、議長になったときに、衆議院と参議院の幹部職員、あと地方議会で私なんか呼ばれました。行ったときに、河野洋平先生は「おれは外務大臣をやったから、アメリカ通だと思っていた。しかし、衆議院議長になってアメリカの下院議長から呼ばれて向こうに行くと、全く違っているということがわかった。アメリカは中国と常に対立をしているんだと思ったら、違う。対立はしないで、握手している。日本は日米安保条約があるが、米軍基地をこっちに動かす、それに反対だと、ごちゃごちゃが起きている。なぜ米中関係がうまくいっているのかがわかった」と言うのです。アメリカの外交委員会の人たちが中国に行って、中国の外交委員がアメリカと交流をやっているから、理解が深まっているが、日本は国会の外務委員会がそれをしていない。皆さん方の常任委員会も同じです。1年交代だったらやっているわけじゃないですか。

どうかひとつお願いをしたい。閉会中の継続調査事件をうんと可決して、例えば東北でああいう地震があったら、おれのところにああいうものが来たら、どんな被害があるんだというのを土木委員会がすぐやるべきです。皆さん方のところでやりましたか。3月定例会中だったらすぐできるわけでございます。あるいは4月以降になってもそれをしてないんじゃないですか。あれは東北だよ、おれらのところじゃないよと判断しています。だけど、いつ自分らのところに来るかわからないでしょう。ですから、継続調査事件をうんと議決して、例えば〇〇県で大水害があったといたら、例えば150ミリの雨が降って大水害があったといたら、土木委員会を開いて、「うちで150ミリ降った場合には、どんな被害があるんだ、土木部長」と。そういうことを調査するのが住民代表の議会、常任委員会の役割なのです。

ところが、やってないんです。閉会中の継続事件がないことを理由にしています。継続事件がないなんていうのは事務局の全くの怠慢です。私は、議会事務局の助言を受けて委員会が多くの継続調査事件を議決して、何でも対応できるようにしておくんだ。だから、対応できるのでは

う。それをやってないというのは残念だと思いますね。

私は自分が住んでいる鎌倉市の議会にはいろんなことを言っています。今度も東北の地震があったときに事務局長のところに行って、「どれぐらいかかった？」と聞いた。どれぐらいというのは、「議長から始まって、議員の所在を把握するのに何時間かかったか。そういうときは把握しないとだめなんだからな」と言っているからです。「7時間かかりました。議員は27人いるんです。」とのことでした。皆さん方のところだって同じです。こういうことをぜひやってもらいたい。

(13) 請願の委員会採決における「意見」の活用

それから請願の委員会採決における「意見」を活用することです。

意見というのは、解説書を見ると、採択、不採択の理由と書いてあります。それは一面の理由です。請願の採決で意見がついているのは、参議院規則です。衆議院規則にはありません。

参議院は、昭和31年まではいわゆる二大政党の時代ではございませんでした。この請願はこういう内容であって非常に必要だから、採択をする。しかし、こういう点が欠けているから、こういう点も政府はやるべきだと付帯決議をくっつけているような内容を意見の中に入れているのです。皆さん方だって、それをやればいいじゃないですか。そうすれば請願者はさらに喜ぶのではありませんか。こういう点も事務局が知恵を出さない限り議員にはわかりません。意見というのは解説書を見ると採択、不採択の理由だとしか書いていない。参議院の規則は違うのです。ただ、昭和31年以降になると、参議院も政党化したから、政策の提言が少なくなったのであります。

(14) 議会報告は執行機関を参加させて実施、議会広報と執行部広報の一元化

議会報告は執行機関の参加を得て実施をすることです。議会広報と執行機関の広報を一元化していく。

例えば議会が終わった後、県民に報告をやるといった場合に、報告をした後、「何かご意見はありませんか」と言ったら、「ああいうことやってもらいたい、こういうことをやってもらいたい」というのが住民です。しかし議長にその権限がありますか。ありませんよ。だから執行機関の部長や課長を、知事が入るといのは大変でしょうから、それを参加させて、住民への議会報告会をやることです。それをやったならば、「こういうことをやってもらいたい」「ああ、それは去年の9月定例会でもう質問で出ていますよ。前向きに検討するという執行部の答弁があります。それじゃあ、〇〇部長、その結果どうなったか言ってくれ」。こう言えば、住民は、議会が先取りしているのだなとわかります。ところが、議会だけでやるというと、それが無いのですよ。議会は、

知事に伝える、知事に伝えるとしか言えません。

それで怒ってきたのが長崎の県会議長ですよ。私の在職中の最後の最後の出来事です。長崎の県会議長がいきなり私のデスクのわきへ来て、「おまえは議会の部長か」「ああ、そうです」「予算の編成権は知事と議長に半々ずつ与えるというような自治法改正の要望書を書け」「何ですか、それ」「おれはひどい目に遭った。4日間連続、知事に伝える、知事に伝えるということを言って、嫌になった」と言うのです。「ちょっと待ってください。会長室へ入ってください。それでゆっくり聞かせてください」と言って、話を聞きました。

議長の話によると、長崎県下を4つに分けて議会報告会をやった。結局自分らだけでやったから、知事に伝える、知事に伝えるになったわけでありました。それで言ったわけでありました。私は議長の前歴というのを全部調べています。「先生は、長崎県庁の職員だったんでしょう」と言いました。「長崎県庁の職員だから、予算の編成権は議長にはない、知事に専属になっているということをご存じですよね。」「だけど、おれはひどい目に遭ったんだよ」と言いました。「それは執行部と一緒にやらないからです。やり方が下手だからですよ」と言ったら、「そうか」と言って。それで「要望書なんか出せませんよ」と断りました。

それからまた、議会広報を単独で出しているという独自性があるように思っているけれども、県民は議会と知事を分けていません。私は神奈川県民ですが、神奈川県議会だよりと、神奈川県の知事のほうの広報が別々に来るのが理解できないのです。発行日も違っています。市役所のほうも別々に来る。私は議員に「住民は長と議会を分けてないよ。一緒だよ。市役所とか県庁となっているんだから。だから一緒に出して、定例会があったときは1面は議会が使う。ないときは執行部が使うんだ。それでやって、ああ、議会だよりがあった、執行部の情報があった、社会福祉協議会だよりがあった、公民館だよりがあった、そういうものを何で1冊にしないんだ」と私は鎌倉市議会の広報委員会の連中に言った。「一緒にすれば、みんなが便利なんだ」と言いました。社会福祉協議会、あるいは公民館だより、みんなそうじゃないですか。ばらばらではわからないじゃないですか。こういうことは独自性じゃないのです。住民の利便を考えたら、そういう形で発行すべきだと私は思っております。いい悪いは別ですよ。こういうことであります。

(15) 議員、会派の表決態度の広報の限界

次は、議員、会派の表決態度の広報の限界です。

一部の住民は議員別に賛成、反対の一覧表を出せと言っております。簡易採決と記名投票採決ならばそれはできます。起立表決の場合は、全会一致の場合にはできるのかもしれないけど、多

数決になった場合、確認漏れがあったときは大変なことが起きます。一部の住民は議員の表決態度を明らかにしろと言っているけれど、それは不可能なことなのです。制度はそういうことを要求していないのですから、住民に迎合する必要はない、こういうことだと思います。

むしろ、会派別の表決態度を明らかにしたほうがいい。そして、この会派にはこの議員がいるんだというのを1年間には2回広報誌で明らかにしてもらいたい。公明党と共産党しかわからないんですよ、選挙のときに立候補した人が。ところが、それ以外の人は、自民党って名乗っている人もいないで、保守系無所属で出た議員が自民党の中に入っていたりしますから、会派別の議員の氏名を年に2回は出してもらいたい、これでございます。

(16) 議会運営委員会における表決

それから議会運営委員会における表決です。

議会運営委員会は、平成3年の地方自治法改正で法制化されました。昭和49年8月25日に全国都道府県議会議長会が要望書を書いて実現を要望した。委員会として議会運営委員会、予算委員会、決算委員会、この3つを法制化してもらいたいと要望したら、その後17年かかって平成3年に実現したのが議会運営委員会だけだったのであります。予算委員会とか決算委員会についてはノータッチでございました。

私らは議運の法制化を重点的に要望をしたわけでございます。なぜなら、議運がどこの議会にもある。また、年に一遍は視察に行く。あるいは、1年に何遍も議場に集まってもらう。そのときの旅費の支給などが、議運を法制化しないと公務災害の対象にならない、支給もできない、こういうことで、議運を法制化してもらいたいといったところ、平成3年の自治法改正で実現したのであります。

実現したら、これからが困ったのです。何で困ったか。全国都道府県議会議長会の意見が各県の意見と違うのです。どういうふうに違うかという、まず法案が衆議院の委員会で可決になりそうだったときに、東京都議会の局長が電話で「野村君ね、議運の法制化反対なんだよ。反対だからとめるようにやってくれないか」「やってくれないかと言ったって、うちは要望しているんですよ、あれは」と言ったのです。そうしたら、「うちは要望していると言ったって、あんなのができたら困るんだよ」と言いますので、「何で？」と言ったら、こうなのであります。

「議運を法制化するというと、議運の中で、会派別の意見を聞いた。意見が違っている。直ちに採決。話し合いをして譲ったり、こういうことをしない。しないで、直ちに採決とやられたら、負けたほうの小会派から事務局長がががが怒られるだけだ。だからこんな議運は要らないよ」

と、こう言うのです。

我々は要望を出して、それで法案が衆議院を通るという段階にそういうことを言われたって困ってしまいます。だから、私は都議会の局長に言いました。「局長さん、我々が昭和49年に出した要望は、都議会議長が会長なのですよ。それでも、そういうことを言うの」と言ったら、「うちの議長が会長か」と言うから、「そうです」「じゃあいいや」と言いました。当時、10都道府県の、今10都道府県と言いませんね、12都道府県ですか、その都道府県議長会の総意を代表して都議会の局長が私に言ってきたのです。議運で意見が違ったら、直ちに採決となったら、対立が激化しちゃう、こういうことなのです。

しかし、法案は通りました。通ったら今度は、標準委員会条例を改正するわけでございます。が、標準委員会条例改正のときには各ブロックから議事課長をお招きしまして論議をしたのです。そうしたら何と言ったと思いますか。全員が「議運においては表決の規定は適用しないようにしてくれ」と言うのです。標準委員会条例は、委員会においては過半数議決を原則すると規定してあるわけですが、議運には表決の規定は適用しないようにしてもらいたい。これが全員なのです。だから私言ったのですよ。私は司会者だったけれども、「会議体で表決の規定が適用にならないような会議体はありません。過半数であるか、あるいは特別多数か、全会一致か、これは別として、そういう規定があるのは当然です。だけど、皆さん方の言っているのは間違いです。そんなものは言って通用しますか。通りませんよ」と言ったら、「それだったら全会一致とするようにしてもらいたい」。「全会一致なんか今の時代にあるわけない」と私は言ったのです。あっても、そういうことは不可能だ。そうしたら、今度は議事課長が何と言ったと思いますか。「議運の決定は特別多数議決、3分の2または4分の3の議決とする。こういうふうを書け」と言うのです。委員会では過半数議決を原則とするが「議運については4分の3、または3分の2にしる」と言ったのであります。

私は「特別多数議決というのは、そこで協議する内容によって、過半数議決か、特別多数議決が出てくるのであって、議運だから全部特別多数議決というのはありません。これが世界の議会のやり方です」と言ったら、「あんたは、おれたちの苦勞がわかってないんだよ」と議事課長が言うのです。私は「いや、わかっていないかどうか知りませんが、我々は原則論を言っています。ですから、特別多数議決にするわけにいきません。なぜなら、懲罰で除名になる場合には、本会議では特別多数議決でございますが、委員会での懲罰特別委員会では過半数議決ですよ」と言ったのです。「本会議での特別多数議決の規定は委員会では全部過半数議決ということでやっているのです。除名の懲罰でさえそうなのですよ」と言ったら、「いや、それはそうかもしれないけど、

議運は困るんだ」と、こういうことでした。

「特別多数議決というのは、協議する案件の内容によって決まってくるものです」と、私は言ったのであります。すると議事課長は「それは、あんたの意見だろう」と言いますので、「私の意見です。私の意見は世界の通説です。私も少しは勉強させてもらっていますから」と言ったら、「自治省に聞け。自治省の見解を聞いてくれ。自治省の見解がこうだというのならばしょうがないや」とのことです。「そうですか。じゃあ、きょうは聞けませんから、次回にその経過を報告します」と言って、私はそこを引き取ったわけであります。

そのときの自治省行政課長というのは、照会に対して一々答えないので。答えるのは理事官。理事官というのは、課長と同格の課長補佐です。筆頭理事官は瀧野欣彌さんであります。今は内閣官房副長官をやっています。総務省の事務次官やってなった人でしょう。私は瀧野さんに、「瀧野さん、議運は特別多数議決にするか、過半数にするか、どっちがいいんですかね。瀧野さんの見解はどうですか」と言うと、「おれは去年ここへ来たんだ。京都府の総務部次長兼財政課長から、去年ここへ来て、ここに来てから地方自治法というのを読んだ。おれはそもそもは税財政の専門だ。それが行政に配属になったので、そういうことをおれに聞いたってわかるわけないだろう。」と言うから、「いやあ、私は地方から総スカンを食っちゃっているんですよ。信頼を受けてないんです。自治省の意見を聞けと言うから来たんですよ」「おれに聞いてわかるわけないだろう」と言うので、私は「大体そういうことだと想像してきた。ついては」と言って、ポケットから私の書いた答えを出しました。その要旨は「議会運営委員会における表決というのは、その内容によって、特別多数議決をやってもいいけれども、地方議会における標準委員会条例における表決は、すべて過半数議決でやっている。その例として、請負契約で議員の資格を失う決定とか、あるいは除名の懲罰で議員の身分を失う場合であっても、委員会では過半数議決になっている。したがって、議運についてもその例外ではない」と書いておきました。「これでどう？」と言ったら、「これで十分だよ」と。「じゃあ、あんたの意見ということで、これを報告していい？」と言ったら了承しました。

それをもとにして次の会議で「自治省の見解を朗読します」と言って私は朗読したのんですよ。それで朗読したら、「自治省がそう言うならばしょうがない。標準委員会条例は過半数議決の規定にしよう」と了解されました。これはおれの意見だと出かかりましたが、それを言ったら御破算になっちゃうから、「ありがとうございます。これで私の役目も終わりました」と言いました。

議会運営委員会における表決には、このような経過があったのです。

全国都道府県議長会が最も教えを乞うたのは、衆議院の敗戦のときの議事課長でありまして、

我々のほうにいろいろなアドバイスをしてくれた、西沢哲四郎先生でございます（元衆議院法制局長）。議長会は年末には先生の自宅（東京都狛江市）に果物を買っていく。私が持参しました。例えばメロンなんか買っていく。当時はメロンというのは非常に貴重なものでございました。メロンを買って持っていくというと、桐の箱に入れます。それだけで3,000円します。だから、ボール箱でいい。ボール箱は無料ですので、3,000円分だけ今度はブドウを買って、それで西沢先生のお宅に行きまして、「先生、こっちが本物です。全国都道府県議会議長会が出すお歳暮です。しかし、桐の箱は食べませんから、私の判断で桐の箱じゃなくて、ボール箱にしときました。桐の箱代がこれです」と言って、ブドウ出すと、「おれは両方がいいよ」と言って、ちゃんとわかってくれました。本音で接してくれた人でございます。

西沢哲四郎先生について回顧談、私はこれも皆さん方に言ったかたどうか知りませんが、西沢先生の自宅の書斎は、膨大な資料があったのであります。西沢先生が死んだら、それを全国都道府県議会議長会にもらう、それにはお金が100万は要るだろうというので、100万円だけ寄附して、それでもらいたいと、先生の生存中に議長会の事務総長に話したら、うちはそういう研究の団体じゃない。したがって、それは自治大学校がやることであると断られたから、西沢先生や奥様に話を出すことができなかつたのであります。

しかしながら、結果として自治大学校もやりませんでした。やったのはどこか。国立国会図書館であります。戦後の憲法、地方自治制度、国会の運営を定着させた人というのは西沢哲四郎先生なのだ。彼の手帳まで全部国会図書館に収納されまして、憲法の記念日のときの展示をやると、西沢先生の手帳が開かれます。その中に地方議会のことも書いてあります。だから、「ああ、うちがもらったらとっくに捨てちまったな。やっぱりよかつたって。うちが、全国都道府県議会議長会がもらわなくてね。西沢文庫をつくっていたってなくなっちゃうだろう。国会図書館だったら永久に保存してくれますから、そういう意味でよかつた」と私は思っているのであります。

余計なこと言っておりますが、そういう人についての話というのを、わかっている人がいなくなってきたりました。

私の上司、三輪光雄は、私より5つ上なのですが、40のときにパーキンソン病になりまして、定年前にやめて、それで70前で死んでしまったのです。その人がほんとうは標準会議規則、あるいは委員会条例の原案を作った人ですから、彼が逐条解説を書いたならば本物そのものなのです。自分がつくったんだから。ですが、彼は書かなかつた。それで、いろんなことを聞くというと即答です。私に県から問い合わせがあつたとき、答えます。疑問があるからって、すぐ資料室へ入って調べるけれども、図書や資料がない。あまり時間がたつて訂正をしたら照会県に迷惑かけます

から、そのときに「こういう問いなのですけれども、資料室を見たら資料がない。どこにありますか」「そんなものはないよ」「この見解はどうなんですか」「君の見解は間違いだ」「どうなんですか」「こうだ」「それがどこにありますか」と言ったら、自分の頭を指して「ここにある」と言うのです。だから疑問のときは、やっぱり聞かなきゃいけないなと思いましたが、毎回毎回聞いたら、ばかと怒られると思いつけなかったです。

私の上司、三輪光雄は時事通信社の「地方行政版」に3回だけ書いており、それが彼の残した遺稿です。ですから、そういうのを私は貴重にとつといて、時々見て、ああ、この人にお世話になったなど、こう思うのであります。地方議会の方でも、たくさんお世話になったわけでございます。

昭和30年代、40年代は、各県からの制約があって、全国議長会の職員は自由にものを書くことができませんでした。標準会議規則、委員会条例の原案を作った三輪光雄が逐条解説を書くことができなかったのは残念というほかありません。

余計なこと言っておりますが、そういうことでございます。

(17) 一部事務組合議員からの報告の徹底

それから一部事務組合の議員は自分の所属議会に一部事務組合議会の内容を十分報告してもらいたい。報告してもらって、それを議会だよりに載せてもらう。これが必要でございます。全然一部事務組合の議員は本家議会との綱が切れて、1人で何かやっているような感じです。

(18) 過去1年間における本会議、委員会での政策提言の予算措置状況の調査

過去1年間における本会議、委員会における政策提言の予算措置状況を調査してもらいたい。例えば本会議、あるいは委員会における政策提言を執行機関の部別にまとめ、3月の議会のときに、これについての予算措置状況を予算参考資料として提出させることです。政策提言事項の一覧表を議運決定しまして、議長名で知事に出せばいい。そうしたら、議員の提言はかなり予算化されていることが分かります。みんなおれがやったと言っているのは知事ですが、事実と反しています。「議員と合同でやったのです」ぐらい言うのが知事ですが、言わない。市町村長も同じでございます。上段に議員の政策提言事項要旨、下段に予算措置を明らかにして、上下2段で表示するならば明快です。予算措置がないのはその理由を書いてもらっておけばいいことであります。そうしたら、かなりの金額が予算化されているのであります。そうすると、議会というのは役に立っている、こんなことも言ったの、こんなことも言ったのとわかるでしょうよ。分厚い会議録

だとか委員会記録を読む必要はない。住民のためにそういう資料を議会は自分のやっている活動をアピールするために出すべきであります。

(19) 大規模災害に対する議会の対応

19番目は、大規模災害などが起きたときの議会の対応です。

これなどは皆さん東北に限りません。かつては兵庫県で地震があったといったときに、兵庫県では、議長から通知がなくても議員は集まること。当時の井上局長は、今はもう引退しておりますが、姫路の人で、1カ月間、議事堂の中で寝泊まりやっていたのでしょ。その人が議長からの通知がなくても大きな事件があったときには議員は集まることと、こういう決定をした。そうしたら、静岡県が非常にいいというので、自分らもやりましょうとって、そうやった。

今、それを確認したら、ないと言うのでしょ、そういうの。あるなら結構ですが、ないと私は聞いています。私は「全国都道府県議会議長会のほうにそれ以外でもやっているところがあるんじゃないか」と言ったら、いや、岩手が今度地震でそういうことを一応申し合わせをしました。前からあるのは、岐阜県議会だ、東京都議会だ、鹿児島県議会だとのことです。しかしながら、今度は岩手、宮城、福島が新聞で大きく取り上げられておりますが、災害を大きく受けているのは、そのほか、茨城と千葉です。茨城もあまり新聞が取り上げないから、茨城県の東京事務所に行って、「何かやってるの？」と聞いたら、「ああ、広報が来ています。議会だよ」。で、見たら、防災服来て、議場が天井が落ちるから別な会議場を議場にして、それで直ちに審議をしているというのが議会だよりの1面に載っていました。「ああ、やっているんだ。これなんか見て初めてわかったよ」、こう言ったのであります。だから、もっと広報のやり方をうまくやってもらいたい。

皆さん方、なぜ新聞が議会のことをあまり書かないか。よく書かないかの理由の1つを言います。私は時事通信の記者の中で最後は解説委員長になった人、大蔵省だとか自治省だとか、そういうところに務めまして、クラブにいて、その人と色々な話をしていたわけですが、その人がこう言いました。「おれたち、議会のこと、悪口は幾らでも書けるんだ」「何でだ？」といたら、記者クラブの前を議長が通っても寄らないというのです。用がないから寄らないのかもしれないけど、執行部の部長は、「いやあ、こんにちは」とか何とか言って寄っていく。「だから、あんまり悪いこと書けねえ」と言うのです。「議会は寄らないから、何でも書ける」と言っていました。

だから、マスコミとの接触を、皆さん、やっぱり議長とか、あるいは重要な委員会の場合には、

委員長の記者会見をやるとかを考えることです。結局、自分から売り出していきやり方をやっていかないと、議会はマスコミからよくは書かれないんじゃないかなという気がするのであります。

時事通信のこの解説委員長は、数年前に亡くなってしまいましたけれども、私にそういうことを言って、なるほどなと私は感じたのであります。結局「逃げている」と判断されてしまうのです。「記者クラブの前を通ったって入らない。こんなのだめだよな」と言っていました。

時間が大分オーバーしちゃって申しわけありませんが、一応項目としては19項目。議会活性化について19項目やってもらうというと、議会というのは評価されるんじゃないか、あるいは議会というのは存在価値あるよと思われるんじゃないかと私は思うのであります。

こういう状況でございますので、これ以外にももちろんあるわけでございます。どうかそういう点もひとつ皆様方、気がついたことはどんどん広報委員会に言って、あるいは議運に言って、あるいは議長に言って、それで具体的にすればいいんじゃないかなということでございます。

3 その他

私は、自分の本のことを言って恐縮なんですけど、『地方議会のウォッチング』にしましても、『地方議会への26の処方箋』にしても、改革の条件とか、改革の宣言とか、すべて改革なんです。こういうことをやってください、こういうことをやってくださいと書いているんです。だから、事務局から怒られるのは当たり前なんです。「余計なこと書くな。これを共産党が知ったら、やれと言われたら困っちゃうんだよ。職員がいないのに」って、こう言って、私は在職中、各県からかなり怒られました。怒られても、そういうことをやらない限り議会の復権はないですよ、はっきり言って。私はそう思うから、書いているのでありまして、もちろんご意見が違う点は結構でございます。そういう状況でございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

時間が過ぎてしまいましたので、一応これで終わらせていただきます。

(以上)